

## 総合判定結果

このたびは「メンタルヘルス対策診断」をご利用くださりまして、ありがとうございます。

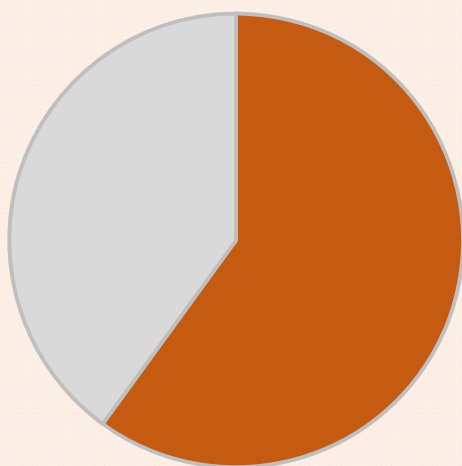
貴社の総合判定結果は「**リスク潜在度 60% の警戒レベル**」です。

各項目ごとの注意点や対応策については、結果レポートのアドバイスを参考にしてください。

なお、「自社での対応が難しい」「専門家のアドバイスが欲しい」という企業様は、初回相談無料の社労士紹介サービスをご利用いただけます。

ご希望の場合は、診断結果レポートの最終ページ「社労士紹介サービス申込書」によりお申し込みください。

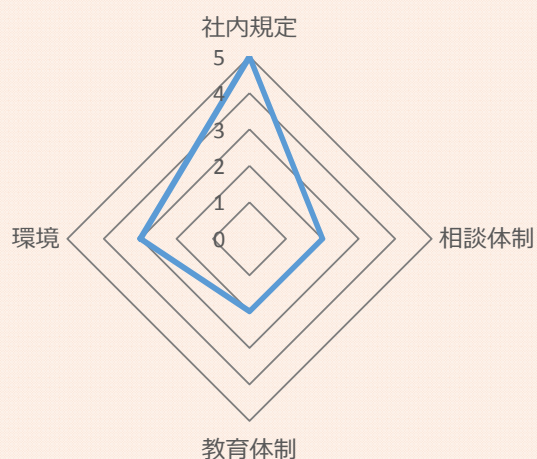
リスク潜在度 60%



リスク潜在度

0～30%	注意レベル
31～70%	警戒レベル
71%～	危険レベル

項目ごとのリスク潜在度



項目ごとの診断では、**「社内規程」**に関するリスク潜在度が高くなっております。

お答えいただいたアンケートをもとに貴社のメンタルヘルス対策を診断した結果、下記のとおりとなりましたのでご報告いたします。

質問1 メンタルヘルスに関する計画を策定し、方針を表明していますか

貴社回答：NO

### Answer & Advice

メンタルヘルス対策は、中長期的視野に立って、継続的かつ計画的に行われるようにすることが重要であり、また、その推進に当たっては、事業者が労働者の意見を聞きつつ事業場の実態に則した取り組みを行うことが必要です。このため毎年、衛生委員会等において十分調査審議を行い、「心の健康づくり計画」を策定することが必要です。「心の健康づくり計画」には、以下の内容やストレスチェックの実施に関する内容も盛り込みましょう。

1. 事業者がメンタルヘルス対策を積極的に推進する旨の表明に関すること
2. 事業場における心の健康づくりの体制の整備に関すること
3. 事業場における問題点の把握及びメンタルヘルスケアの実施に関すること
4. メンタルヘルス対策を行うために必要な人材の確保及び事業場外資源の活用に関すること
5. 労働者の健康情報の保護に関すること
6. 心の健康づくり計画の実施状況の評価及び計画の見直しに関すること
7. その他労働者の心の健康づくりに必要な措置に関すること

質問2 衛生委員会等にて労働者の意見を聞く機会を設けて、メンタルヘルス対策を推進していますか

貴社回答：NO

### Answer & Advice

メンタルヘルス対策の検討や推進に当たっては、事業者が労働者の意見を聴きつつ事業場に即した取り組みを行うことが必要です。特に、常時50人以上の労働者を使用する事業場では、一定事項を調査審議させ、事業者に対して意見を述べさせるため、衛生委員会を設けなければいけません（労働安全衛生法第18条1項）。衛生委員会等を設けていない場合でも、安全または衛生に関する事項について労働者の意見を聴く機会を設けることを義務づけています（労働安全衛生規則23条2項）。実施時期や内容等についてお分かりにならない場合には、専門家である社会保険労務士に相談されることをおすすめします。

質問3 社内にメンタルヘルス対策に関する担当者がいますか

貴社回答：YES

### Answer & Advice

事業場内で行われるメンタルヘルス対策がスムーズに推進されるよう引き続き対応してください。対応に困ったときは産業医や産業保健スタッフへ、それらのスタッフがいけない場合には、産業保健総合支援センターや地域産業保健センターに、労務面での相談は社会保険労務士等の専門家に相談してください。